

# 対象者に 子育て応援特別手当 が支給されます

子育て応援特別手当とは、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、対象となる世帯に支給される平成20年度の緊急措置です。

対象と思われる方には、申請書などを定額給付金の通知とともに郵送しています

## ●支給対象者は？

平成21年2月1日に、「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主で、大山町の住民基本台帳に記録されている方および大山町の外国人登録原票に登録されている方。

## ●支給対象となる子とは？

世帯に属する3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）が2人以上あり、かつ、その子のうち第2子以降である就学前3学年の子（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）であって、大山町の住民基本台帳に記録されている方および大山町の外国人登録原票に登録されている方。

## ●支給額は？

支給対象となる子1人につき3万6千円。



大山町では、対象と思われる方については、すでに「定額給付金」の申請書とともに子育て応援特別手当の申請書等をお送りしています。

申請方法については、2ページに掲載の「定額給付金」と同様ですが、受取に関しては、世帯主人の口座でなくても指定することが出来ます。児童手当の振込口座も可能です。

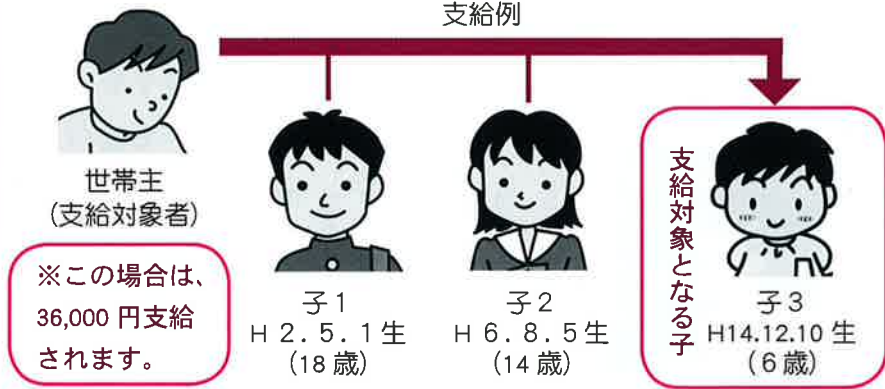
また、役場に申請書を持参される方については、大山町役場（住民生活課、中山支所総合窓口）課、大山支所総合窓口課で受け付けします。申請期限は、平成21年9月3日（木）です。（期限までに申請がない場合は、子育て応援特別手当の受取りを辞退されたものと判断させていただきます）

なお、この手当は、同居していないお子さんについても対象となる場合があります。申請書が届いていない方につきましては、該当すると思われる場合はお問い合わせください。

## ◆問い合わせ先

役場住民生活課  
☎0859・54・5210

## 支給例



## 新しい保険証 をお届けします

●国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、平成21年3月31日となっています。4月1日から使用いただく新しい保険証は、3月下旬ごろに世帯主の方に送付します。

現在お持ちの古い保険証は、各世帯で破棄してください。保険証には個人情報記載してあります。捨てる場合は、内容が読み取れないよう、切断してください。

●国民健康保険高齢受給者証は、負担割合が1割の方は、4月から2割になる予定でしたが、1割のままとなりましたので、正しい負担割合を記載した受給者証を保険証と一緒に送付します。

負担割合が3割の方は変更ありませんので、平成21年7月31日までそのままお使いください。

3月末になっても届かないときや、記載内容に誤りがあるときは、住民生活課または各支所総合窓口課へご連絡ください。

保険税を滞納している方については、納付相談をしたあとに保険証の更新を行います。

## ◆問い合わせ先

役場住民生活課  
☎0859・54・5210  
中山支所総合窓口課  
☎0858・58・6112  
大山支所総合窓口課  
☎0859・53・3311